

水道料金の免除を行います(物価高騰対策)

物価高騰への支援策として、水道料金のうち基本料金を免除しております。免除対象者及び免除金額については下記のとおりです。

■免除対象者

水道使用者(官公庁(指定管理業者含む)及び「一時用」の料金が適用されている方を除く)

■免除金額

毎月の水道料金のうち基本料金を免除(令和7年12月~令和8年3月請求の4か月分)

■注意事項

- ・申請は不要です。
- ・基本水量を超過し使用している方は、超過分を請求いたします。
- ・下水道使用料については、免除対象外です。
- ・検針票の請求予定額には基本料金免除前の金額が表示されておりますが、請求時には基本料金を免除し請求いたしますので、ご了承願います。
- ・12月請求分につきましては、納付書払いの方は既に基本料金を免除した金額で納付書を配布しております。口座振替の方は、基本料金を免除した金額で引き落としさせていただいております。
- ・水道の基本料金のみでの使用で料金が0円となる場合は納付書を発行いたしませんのでご承知お願います。

問 生活環境課上下水道係 ☎ 56-2111

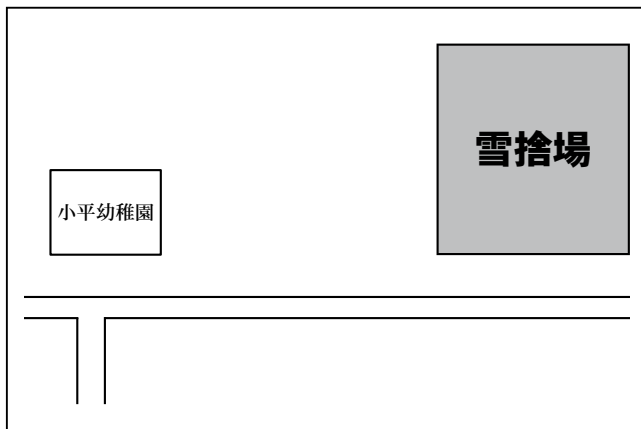
冬期間の雪捨場を一般開放いたします

開放箇所は小平地区(小平幼稚園横)と鬼鹿地区(旧鬼鹿小学校グラウンド)の2カ所です。

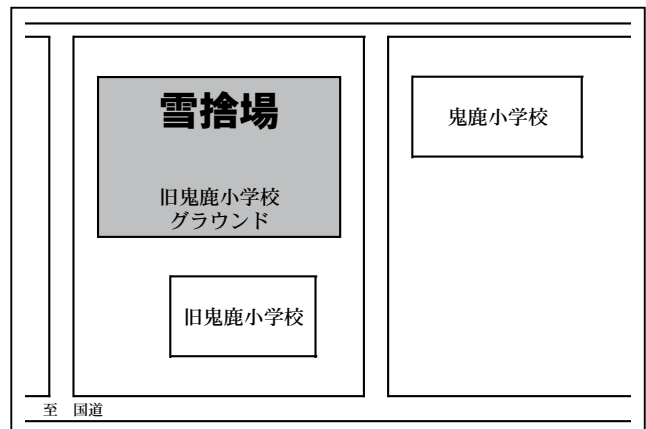
雪を搬入する際はなるべく奥側に捨てるようにしてください。

解放日時	
1月10日(土)	9:00 ~ 12:00
1月17日(土)	
1月24日(土)	
1月31日(土)	
2月14日(土)	
2月28日(土)	

小平地区(小平幼稚園横)



鬼鹿地区(旧鬼鹿小学校グラウンド)



問 生活環境課管理係 ☎ 56-2111